


所管部課	子ども生活部子育て支援課	部長	榎本 豊			
件名	東大和市要保護児童対策地域協議会設置要綱の一部を改正する要綱について					
		区分		1 審議事項	<input type="radio"/>	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市子ども家庭支援センター条例 東大和市子ども家庭支援センター条例施行規則				
	部課機関	社会教育課				
<p>1. 要 旨</p> <p>(1) 主な改正点 次の2条を改正する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(設置) 第1条 児童福祉法一部改正により、条文の追加により条ずれが生じたため、文言を整理する。 ・(構成) 第3条 青少年対策地区連絡協議会等の事務が、子ども生活部青少年課へ変更されていた事により、構成機関から社会教育課を削除する。また、法人等の名称を修正する。 <p>(2) 施行日 平成28年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 特になし</p>						
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>(1) 「児童福祉法一部改正」 平成26年法律47号</p> <p>(2) 「東大和市組織規則」の事務分掌「青少年対策地区連絡協議会及び青少年対策地区委員会に関する事」が社会教育課から青少年課へ変更された。</p> <p>(3) 構成の団体等の名称が変更等になる。</p>						
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>						
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。